平成２３年（フ）第３１０１号
東京都墨田区八広３丁目28―10―207
債務者　中島　雄三
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１０５号
東京都世田谷区成城８丁目３―７―202
債務者　松本　朋子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０１号
横浜市港北区大倉山６丁目35番26号　リバーサイドハウス302号室
債務者　伊藤　丹二
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８６号
横浜市中区立野70番地２　グランヴェール山手Ｂ棟102号室
債務者　齊藤　寿里
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５９号
神奈川県大和市福田６丁目10番地１　エステート山下205
債務者　嶝　　和恵
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野1643番地　立野団地135号
債務者　清原ヤス子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第９号
石川県鹿島郡中能登町川田へ部38番地27
債務者　下坂　益枝
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第１９号
北海道帯広市西17条北１丁目30番４号　ハイツ上田２Ｆ―206号室
債務者　前崎　　修
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後４時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４号
石川県輪島市小伊勢町上午房河原42番地５、従前の住所東京都渋谷区道玄坂２―６―８マルケン２Ｆ
債務者　新出　　司
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前10時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第１５３５号
東京都国立市青柳３丁目14番地の20ガーデン国立Ｄ
債務者　福本　智治
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９５号
東京都東村山市久米川町１丁目52番地49モラード東村山202
債務者　藤浪　美紀
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１０号
東京都町田市金森656番地７大里アパート２Ｆ
債務者　稲葉美知子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５２号
釧路市柏木町10番９号　パークハイツＣ号
債務者　角田　正男
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５５号
釧路市音別町本町３丁目21番地17
債務者　夏堀　弥生
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６６号
青森市桂木１丁目11番15号
債務者　木浪　哲哉
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係